

平成 23 年 10 月 3 日

教 育 長 } 様  
各課（局・室）長 }

鳩山町長 小 峰 孝 雄

## 平成 24 年度予算編成について（通知）

本町では、平成 22 年 6 月議会で「第 5 次鳩山町総合計画」の議決をいただきました。この新しい計画では、「将来像をいかに実現するか」との視点で、『安心・魅力づくり協働戦略』を盛り込んでいます。そして、『全町公園化・遊休地活用事業』、『高齢者が輝くまちづくり事業』については、町民と行政の協働チームが組織され、具体的な検討が始まっています。

その一方で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震や津波により多くの尊い人命が奪われたばかりでなく、これまで築き上げてきた社会資本が崩壊し、地域によっては行政機能さえも奪われるという壊滅的な被害を受けました。さらに、福島第一原子力発電所の事故による影響は広範・甚大であり、我が国は、まさに未曾有の複合災害への対応を迫られています。

本町では、宇宙航空研究開発機構及び日立製作所の協力をいただくなかで、避難された方のプライバシーが確保できる「仮設住居」の確保にいち早く取り組むとともに、震災支援ボランティア実行委員会を組織し、町をあげて支援活動に取り組んできました。平成 24 年度においても、適切かつ効果的な支援を継続することは重点施策の一つとなるものです。

さて、原子力発電所事故の終息と被災地の復旧・復興は、全ての国民の願いですが、未曾有の複合災害からの復興には、相当の時間と莫大な国家予算の投入が必要となります。

国では、平成 23 年 7 月 29 日に東日本大震災復興対策本部が『東日本大震災からの復興の基本方針』を決定しました。また、平成 23 年 8 月 12 日には『中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）』が閣議決定されました。そして、平成 23 年 8 月 23 日に『平成 24 年度予算の概算要求に係る作業について』が、財務大臣から各省大臣に通知されました。

これらの内容をみると、中期財政フレームでは、平成 24 年度の「地方の一般財源

の総額」については、『平成 23 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する』とされていますが、財務大臣通知では「中期財政フレームとの整合性に留意しつつ、要求する」とされており、今後の動向を注視することが必要です。

また、地方交付税だけでなく、国から交付される補助負担金の縮減が予想される状況であり、本町の財政状況は一段と厳しくなるものと見込まれます。

以上のように、平成 24 年度予算編成は、三位一体改革の影響を受けた予算編成（平成 16 年度～平成 18 年度）にも匹敵する厳しいものとなることを覚悟する必要がありますが、第 5 次総合計画でめざす 3 つの将来像「高年者が輝き、みんなが主役として活躍するまち」「安心の里山に魅力が育っていくまち」「環境と経済が調和し着実に前進するまち」の実現に向けて、町民と行政の協働を推進力とし、着実に前進していくことが重要です。

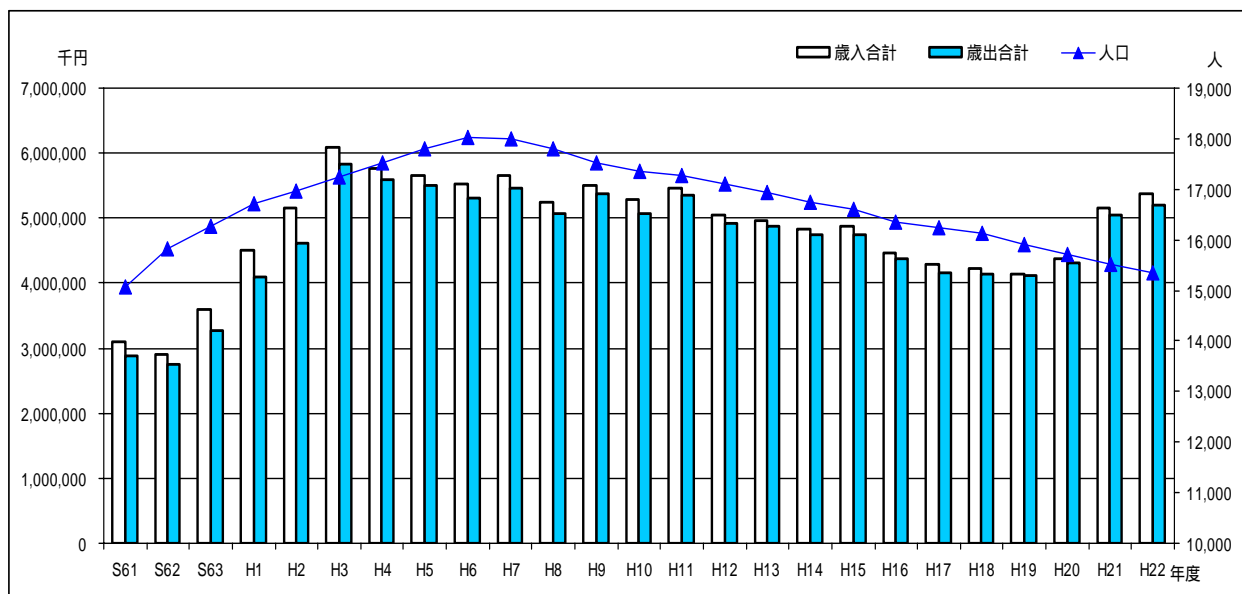
こういった取り組みは、元気な日本の復活に向けて、我々にできることであり、しなければならぬことと考えます。

このような基本姿勢のもとに、「平成 24 年度予算編成方針」を定めます。

# 第1 本町の財政状況と決算分析

## 1 本町の財政状況

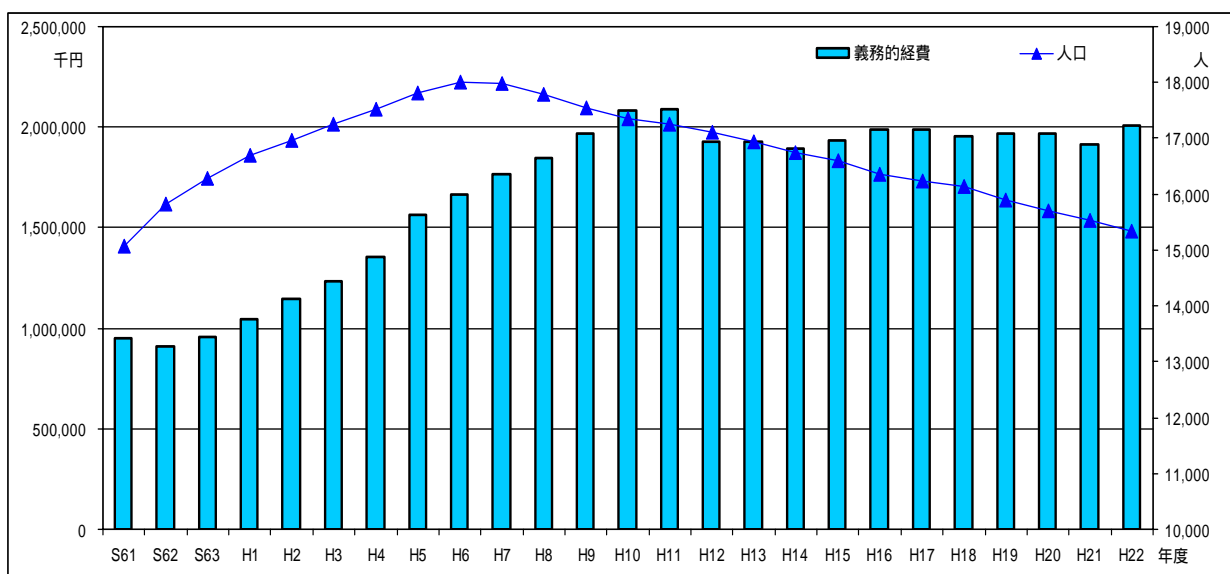
### (1) 財政規模の推移



人口と財政規模は、ほぼ同様に推移。(H21・H22 は国の経済対策交付金の活用により財政規模が大きく増加)

**今後は町税等が減少する見込みであり、財政規模が増加する要素がない状況である。**

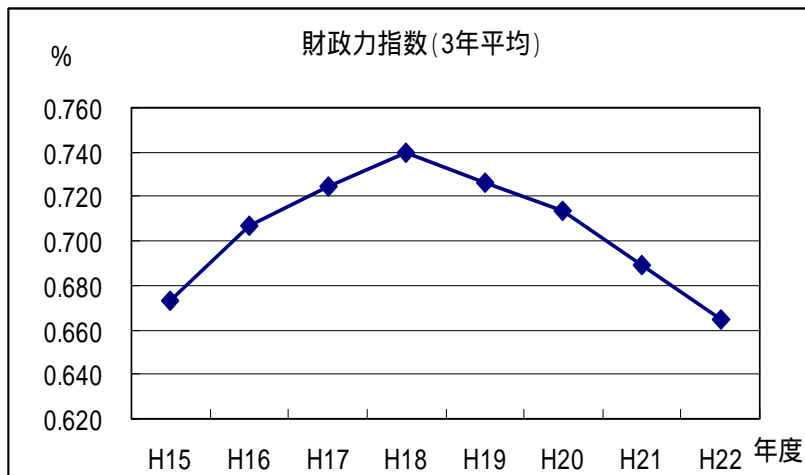
### (2) 義務的経費の推移



義務的経費は、人口や財政規模の推移とは異なり、近年約 20 億円程度の一定額で推移。したがって、1人当たりの義務的経費は増加していることとなる。

**今後は人件費及び公債費は減少していくが、扶助費の増加が見込まれる状況である。**

### (3) 財政力指数の推移



財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

**H16 H18 : 指数上昇**

骨太の方針に基づく交付税総額の減少。

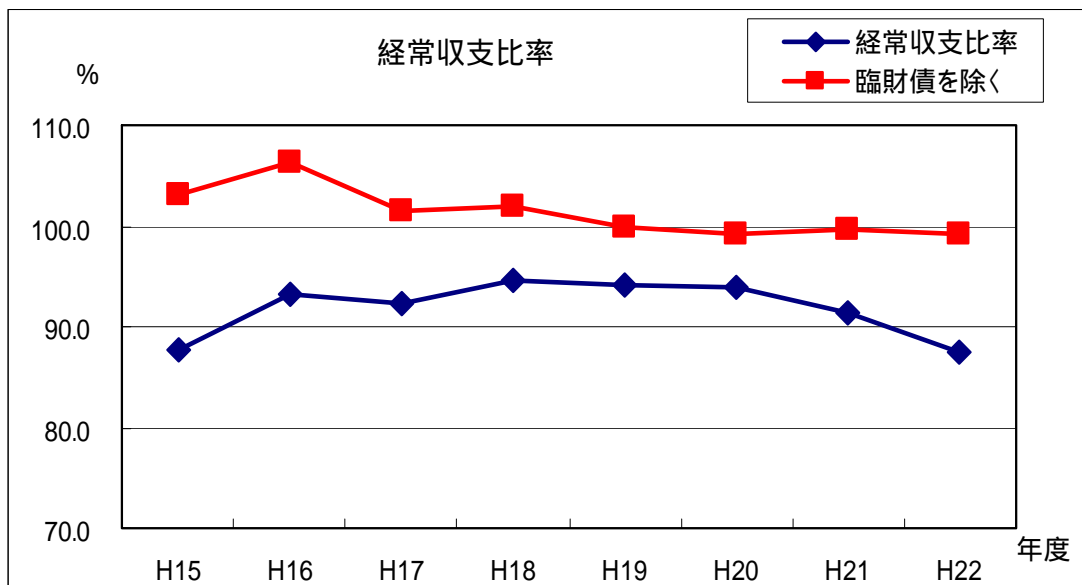
**H19 H22 : 指数低下**

地方財政支援に伴う交付税総額の追加。

**H23 : 0.640 まで指数低下**

今後の国の動向によるが、税込減収のため低下傾向継続。

### (4) 経常収支比率の推移



**経常収支比率は、平成 18 年度が 94.7 でピークとなっている。**

H18 年度は、町税及び交付税等の減少により経常一般財源が減少し、経常収支比率が上昇した。なお、投資的経費の削減が避けられず、歳出総額に占める普通建設事業費の割合は、県内 30 町村中で 27 位となった。

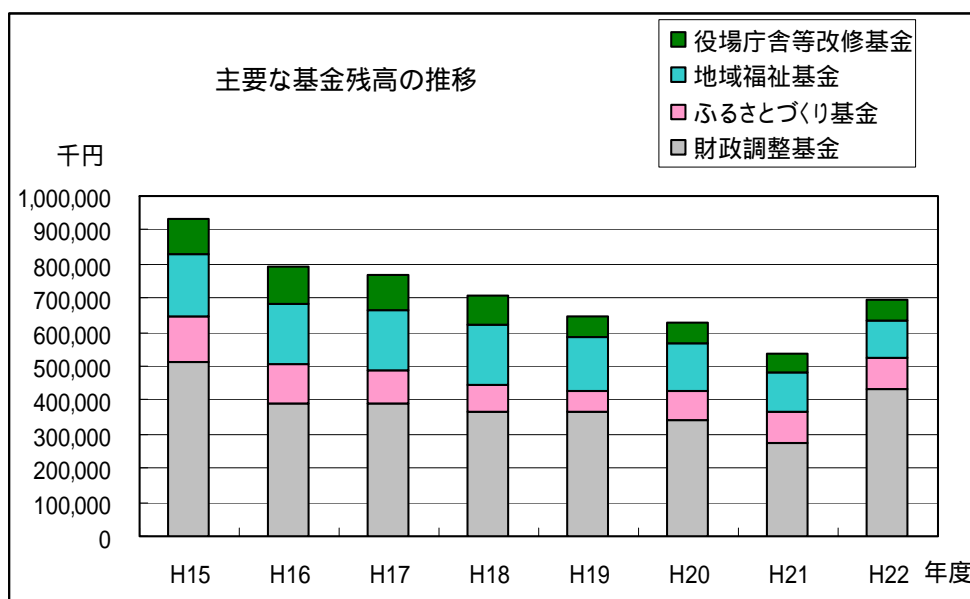
**H19 年度からは若干の低下傾向を示している。**

町税（税源移譲）及び地方交付税の増加により経常一般財源が増加し、経常収支比率が低下傾向となった。

**H21・H22 年度には、大きく改善している状況に見えるが。**

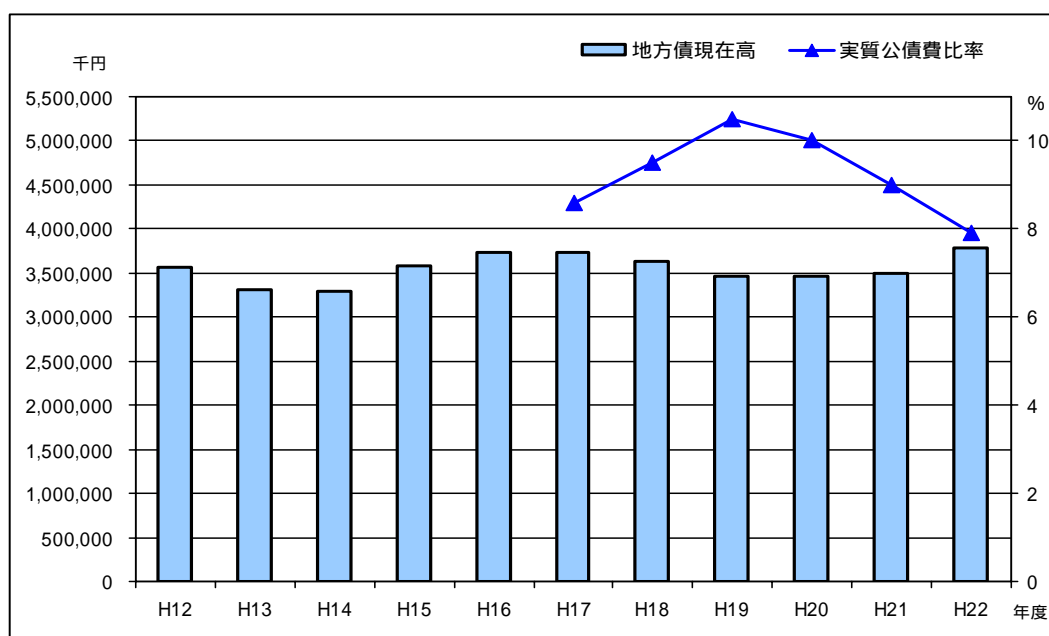
国の交付金を活用した義務教育施設の耐震化等の事業を実施したためであり、継続した改善傾向を期待するのは危険である。

## (5) 基金残高の推移



主要な基金（4基金）の残高は、H15年度に約9億3千万円の残高であったが、H21年度には約5億3千万円となり、6年間で約4億円減少。  
 しかし、H22年度には積み立てを行ったことから、約7億円の残高を確保。  
**今後の財政運営では、財政調整基金の残高を4億～5億円程度確保したい。**

## (6) 地方債現在高等の推移



地方債現在高は、近年35億円程度で推移。  
 発行額の多くは、臨時財政対策債が占めている。  
**臨時財政対策債と減税補てん債を合わせた地方債残高は約27億円で、地方債残高の約70%を占めている。償還に対し交付税措置があるため、実質公債費比率は低下している。**

## 2 財政指標等の今後の推移

### 財政規模

- ・平成 24 年度予算規模は約 43 億円程度と想定される。(特殊な財政要因〔大規模普通建設事業〕を除く)

### 義務的経費

- ・人件費、公債費は一定の減少が見込まれる。また、扶助費は子ども手当の減額要因はあるものの全体額では増加が見込まれ、総額は 20 億円を若干下回る程度で推移するものと思われる。

### 財政力指数

- ・固定資産税の評価替え基準年度であること、また、個人町民税の減収傾向が継続するものと見込まれることから、今後も低下していくものと考えられる。

### 経常収支比率

- ・行財政改革の成果があるものの、地方財政支援(交付税・臨時財政対策債)などの外部要因に大きく変動するものである。しかし、当面は 90%を超えないよう努力したい。

### 基金残高

- ・平成 22 年度は、年々減少していた基金残高を増加することができ、約 7 億円の残高を確保したところである。
- ・しかし、平成 23 年度は約 5 千万円の繰入を予算化(9月補正時点)しており、実質残高は約 6 億 5 千万円である。
- ・また、当初予算編成段階では財源不足が懸念されることから、ある程度の基金繰入金を想定する必要がある。

### 地方債現在高

- ・人口一人当たりの地方債現在高は、平成 21 年度に 225 千円(町村順位 17/24 位)、平成 22 年度は 247 千円となっており、町村平均を下回っている。
- ・また、地方債残高の約 7 割は、臨時財政対策債と減税補てん債が占めており、交付税に公債費として算入される割合が大きい状況である。
- ・さらに、実質公債費比率は、平成 21 年度に 9.0%(町村順位 18/24 位)、平成 22 年度は 7.9%となっている。
- ・このような状況から、真に必要な社会資本整備に要する経費の財源調達手段として、起債の活用を積極的に検討したい。

### 3 平成 24 年度の地方交付税総額等の見通し

#### (1) 今後のスケジュール

平成 24 年度予算の概算要求組替え基準（平成 23 年 9 月 20 日）

国予算の概算要求に係る基本的な考え方が示される。

総務省の概算要求（昨年は 8 月 30 日記者発表）

平成 24 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の仮試算（全国総額：県・市町村）の合計が示される。

地方財政対策の決着（昨年は 12 月 24 日公表）

平成 24 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の全国総額（県・市町村）の合計が決定される。

#### (2) 平成 24 年度予算の概算要求組替え基準の概要

『地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。』とされている。

#### (3) 総務省の概算要求（平成 23 年 9 月 29 日 総務省報道資料）

概算要求の考え方

- ・「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」及び「概算要求組替え基準」と歩調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保。
- ・地方交付税については、17.1 兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保。
- ・震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保。

要求内容

- ・税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算（1 兆 1,600 億円）を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する 1 兆 1,277 億

円について、併せて所得税に係る交付税率の引き上げ（現行 32% 40%）を事項要求とする。

- ・平成 23 年度から平成 25 年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算（4 兆 1,955 億円）を平成 23 年度同様に行う。
- ・東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

#### 概算要求の姿

- ・地方交付税（地方団体への交付ベース）

平成 24 年度	平成 23 年度	比較( 24 年度 - 23 年度 )
17 兆 886 億円	17 兆 3,734 億円	2,848 億円 1.63%

#### (4) 国の中期財政フレーム

中期財政フレームを前提とすると、平成 24 年度～平成 26 年度までの間、「地方税収入、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金」の合計額が、平成 23 年度と同じ水準が確保される。

しかし、「平成 23 年度と同じ水準」という意味は、明確ではない。



## 第2 予算編成方針

### 1 予算編成にあたっての基本方針

平成24年度予算は、第5次総合計画及び第1期実施計画、そして各種計画を踏まえ、町民の福利向上を基本原則とし、以下の方針に基づき編成作業に取り組むものとしします。

基本方針1	少子高齢化への取り組みを着実に推進する
基本方針2	安心と魅力を実感できるまちづくりを推進する
基本方針3	健全財政を維持しながら産業振興を推進する

### 2 基本方針に基づく重点施策及び主要事業

#### 基本方針1 少子高齢化への取り組みを着実に推進する

少子高齢化への取り組みとして、「(1)子育て支援施策」、「(2)元気で生き生きと暮せる施策」、「(3)健康で活動的なまちづくり施策」を重点的に推進します。

\*

少子高齢化への取り組みは他の自治体と比較しても高水準にあることから、そのレベルを維持しつつ、必要な改善を行っていくものとしします。

なお、平成21年度から東京都健康長寿医療センターと健康づくりに関する共同研究を進めていますが、平成23年度で基本契約期間である3年間が終了します。したがって、研究成果の評価・検証を行い、平成24年度以降の事業のあり方を検討するものとしします。

また、付加価値型「子育て支援住宅」については、平成23年度に基本計画である整備計画の策定を行っており、その内容を踏まえて、事業化に向けての実施計画づくりを行うものです。

重点施策	主要事業
(1) 子育て支援施策の推進	中学校の35人学級事業(「少人数学級編制支援事業」「きめこまやかな学習支援事業」)(継続) こども医療費支給事業における窓口払い廃止推進事業(継続) つどいの広場運営事業(継続) 子育てフェスティバル開催事業(継続) 付加価値型「子育て支援住宅」整備実施計画策定事業(継続・新規)
(2) 元気で生き生きと暮せる施策の推進	協働戦略事業「高年者が輝くまちづくり事業」(継続) 地域見守りネットワーク(見守りはとネット)の普及推進事業(継続) 支え合う地域福祉の推進事業(継続) 介護支援ボランティア事業(継続) 障害者と子どもたちとのふれあい事業(新規)

(3) 健康で活動的なまちづくりの施策の推進	東京都健康長寿医療センターと県との共同研究事業（継続） 近隣大学との健康づくりに関する各種事業（継続） 各種予防接種・検診事業（継続） 子どもの食育を考える「はとっこ給食レシピコンテスト」事業（新規） 健康づくりウォーキング事業（新規）
------------------------	--

**基本方針 2 安心と魅力を実感できるまちづくりを推進する**

安心と魅力を実感できるまちづくりの取り組みとして、「(1)防災及び自然エネルギー活用に関する施策」、「(2)全町公園化構想などに基づく魅力づくり施策」、「(3)公共交通施策」を重点的に推進します。

\*

安心と魅力づくりは、第5次総合計画の中核をなすものであり、東日本大震災を踏まえた今後のまちづくりを考えるにあたって、非常に重要な目標となります。

そこで、平成24年度は、防災対策を総合的に見直すとともに、地域エネルギービジョンの策定を進めるなかで、先行的に太陽光発電システムの補助事業やLED照明導入試験事業などに取り組むこととします。

また、全町公園化・遊休地活用事業との連携も踏まえながら、「あんずの里づくり構想の実現に向けた試験栽培事業」を進めます。

<b>重点施策</b>	<b>主要事業</b>
(1) 防災及び自然エネルギー活用に関する施策の推進	避難者支援システム導入事業（新規） 住宅用太陽光発電システム補助事業（新規） 防犯灯及び公共施設におけるLED照明導入試験事業（新規） 地域エネルギービジョン策定事業（新規）
(2) 全町公園化構想などに基づく魅力づくり施策の推進	協働戦略事業「全町公園化・遊休地活用事業」（継続） あんずの里づくり構想実現に向けての試験栽培事業（新規） 協働戦略事業「越辺川、おしゃもじ山再生・創造事業」（継続・新規） 南比企窯跡群国指定化事業（継続） 町内及び近隣の学術研究機関との連携による魅力づくり事業（継続・新規）
(3) 公共交通施策の推進	デマンドタクシー及び町内循環バス本格運行事業（継続・新規） 旧幼稚園跡地の再活用として、公共交通等車両センターの機能を有した施設整備を検討（新規） 亀井小学校スクールバス運行事業（継続）

## 基本方針 3 健全財政を維持しながら産業振興を推進する

健全財政を維持しながら産業振興を推進する取り組みとして、「(1) 企業誘致を実現するための関連施策」「(2) 道路整備施策」を重点的に推進します。

\*

企業誘致は、本町にとって極めて重要な課題となっており、企業誘致条例に基づく誘致推進事業を継続して進めます。

なお、企業誘致に伴い、道路などの社会資本を町として整備する必要も見込まれます。また、メガソーラーやバイオエネルギーなどの自然エネルギーの活用は、新たな産業創出の可能性を秘めており、地域エネルギービジョンとは別の視点で研究に取り組みます。

道路及び河川整備施策については、都市計画道路入西赤沼線整備事業などに継続して取り組みます。

重点施策	主要事業
(1) 企業誘致を実現するための関連施策の推進	企業誘致条例に基づく誘致推進事業（継続） 企業誘致に伴う関連社会資本整備事業（新規） 自然エネルギーを活用した産業創出研究事業（新規）
(2) 道路整備施策の推進	都市計画道路入西赤沼線整備事業（継続） 百地蔵通り道路改良事業（継続・新規） 今宿東土地区画整理事業（継続）

## 第3 具体的な予算編成手法

### 1 具体的な手法

平成 24 年度予算は、予算編成方針で示された、予算編成の原則と基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとします。

#### (1) 各課における目標の設定

平成 24 年予算では、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表することとします。（様式は概ね次のとおり。）

考え方としては、

「個別事業とその目標（案）」を各課で検討する。

「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書を作成する。

予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成する。

という手順になります。したがって、ここでいう個別事業とは、予算書に計上される個々の具体的事業ではなく、その元になった事業です。

また、人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとなります。

**【記入例】**

政策財政課の目標（平成 24 年度）  
政策財政課課長

- 1 課の役割  
\* 省略
- 2 個別事業とその目標
  - (1) 第 5 次総合計画に位置付けられた政策課題の推進  
\* 省略
  - (2) 広報・広聴活動の推進  
\* 省略
  - (3) 契約制度改革の推進  
\* 省略
  - (4) チャレンジ目標  
\* 省略

**（ 2 ） 財政健全化の推進**

当町の財政状況を的確に把握するとともに、活力ある財政構造へ転換する取り組みを推進するため、財政健全化法に規定する 4 つの健全化判断比率等の財政指標を念頭においた予算編成を行うものとします。

**（ 3 ） P D C A の強化による既存事業の徹底した見直し**

A（Action）を実現するためには、各事業区別の成果目標を掲げ、事後評価を十分行い、その必要性、効率性、有効性等を検証し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化・効率化を進めなければなりません。

このように、P D C A の強化によって、既存事業の実績・効果等を徹底的に分析し、目的を達成した事業、必要性の薄れた事業等の仕分けを行い、事業の廃止、縮小、休止、類似事業との統合など、あらゆる可能性を視野に入れ見直すことが必要です。

なお、直ちに見直しすることができない場合には、年度途中及び次年度以降での見直しの実施も視野に入れ、継続的な点検等を実施することとします。

**（ 4 ） コスト意識と適正な経費算定**

事業に対するコスト意識を持ち、その費用対効果を検証するとともに、過年度の予算と決算の乖離について精査し、必要最小限度の経費を的確に算定することとします。

#### **( 5 ) 新規事業に対する姿勢及び財源等の確保**

新規事業については、真に住民福祉の向上及び充実に寄与する、緊急・重要な課題解決等に不可欠なものについて、積極的に取り組むものとしませんが、その財源については、既存事業の見直しを行う中で所要財源の確保を図ることを基本とします。

#### **( 6 ) 国、県の予算動向の注視と要望**

政権交代及び東日本大震災に伴い、補助事業等の見直しが行われています。したがって、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視し、的確な予算対応を図ります。なお、国、県からの財政支援が減少する事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応します。

また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動します。

#### **( 7 ) 予算要求基準額（経常経費）の設定**

「 1 本町の財政状況と決算分析」で述べたとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、約 38 億円を占める経常経費の圧縮が避けられない重要な課題となっています。

このため、平成 24 年度の予算編成においては、昨年度に引き続き、経常経費に枠配分予算の考え方を取り入れ、事業別予算要求基準額を設定することとします。なお、所管課別の事業別予算要求基準額については、別途、政策財政課長より通知させます。

### **3 その他**

平成 24 年度予算編成の細部取扱いについては、別途、政策財政課長から通知させる「平成 24 年度予算見積書等の提出について（通知）」によるものとします。